

2 年度

債務負担行為見積書

局名 **スポーツ局** 所属名 **スポーツ課** (直通 045-285-0795) (単位 千円)

事項	相模湖漕艇場指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	652		-	令和2年度 ～ 令和3年度	652	-	-	-	652

査定額	652		-	令和2年度 ～ 令和3年度	652	-	-	-	652
-----	-----	--	---	---------------------	-----	---	---	---	-----

事業概要等

1 事業の概要

県立スポーツ施設である相模湖漕艇場については、平成18年4月より地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しており、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで指定管理期間を2年間延長することとなっている。このたび、延長期間に係る人件費単価の上昇分を指定管理料に反映させるため、債務負担行為を設定する。

2 限度額の積算内訳

年度	指定管理料	財源内訳	
	相模湖漕艇場	特定財源	一般財源
R2	326	-	326
R3	326	-	326
計	652	-	652

【調整の内容】

要求どおり計上。